

令和8年度
国営施設応急対策事業旧迫川地区

簗岳揚水機場改修（その2）その他工事

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

国営施設応急対策事業旧迫川地区簗岳揚水機場改修（その2）その他工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）に基づいて実施する。なお、共通仕様書及び標準仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目的

本工事は、国営旧迫川土地改良事業計画に基づき、簗岳揚水機場の場内整備及び建屋補修を行うものである。

2 工事場所

宮城県遠田郡涌谷町太田字新堀地内他

3 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

（1） 簗岳揚水機場場内整備

- | | |
|-----------|-----|
| 1）場内整備工事 | 1 式 |
| 2）吐水槽補強工事 | 1 式 |

（2） 簗岳揚水機場建屋補修

- | | |
|------------|-----|
| 1）建築改修工事 | 1 式 |
| 2）電気設備改修工事 | 1 式 |
| 3）機械設備改修工事 | 1 式 |
| 4）仮設工事 | 1 式 |

4 工事数量

「別紙－1 工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1 工程制限

吐水槽補強工事は、11月以降（非出水期）でなければ工事着手できない。

2 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等85日を見込んでいる。なお、休業日には土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3 現場技術員

本工事は、共通仕様書（土）第1編1-1-11に規定している現場技術員を配置する。
氏名等については別に通知する。

第4章 現場条件

1 搬入路

現場への堤防道路からの搬入路は、16tラフテレーンクレーンの進入が可能である。

2 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

（1） 簗岳揚水機場ゲート設備他製作据付工事（令和6年9月18日～令和9年1月29日）

3 第三者に対する措置

（1） 騒音・振動対策

騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに地域住民との協調を図り工事の円滑な進捗に努めなければならない。

（2） 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

（3） 交通対策

ア 公共道路の使用に当たっては、地域住民及び一般車両の通行等を優先するものとし、事故防止に努めなければならない。

イ 涌谷町吉住長根線にある新地橋の重量制限は14tである。

4 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書（土）第1編1-1-45に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

5 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-37、第3編2-2に基づき、必要な措置を講じなければならない。なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1 発生土（搬入）

本工事では、建設発生土受入地から発生土として次の土量の搬入を予定している。

名称	地先名	搬入予定量	運搬距離	備考
旧迫川旧河川内	遠田郡涌谷町太田字新地地内	340m ³	1.0km以下	埋戻、路肩盛土、 路床盛土

2 除雪工

除雪は計上していないが、降雪深が10cmに達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。なお、除雪工は実績により変更する。

第6章 工事用地等

1 発注者が確保を予定している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事に必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別図－1に示すとおりである。

2 工事用地等の使用及び返還

- （1）工事用地等の使用に当たっては、「別紙－2 国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

第7章 支給材料

1 支給材料

支給する材料は、次のとおりである。

品名	規格	単位	数量	備考
基礎碎石	RC-40	m ³	105	
鉄筋	SD295 D16	ton	0.609	
〃	SD345 D22	ton	0.660	
〃	SD345 D25	ton	1.010	

2 引渡し場所

宮城県遠田郡涌谷町太田地内（笹岳揚水機場建屋内）

3 引渡し時期

監督職員と打合せのうえ決定するものとする。

4 引渡し方法

引渡し場所から吐水槽内までの運搬は受注者の責任において行わなければならない。

第8章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第9章 貸与する資料等

本工事の設計・施工において関連する次の資料を貸与する。

- 1 資 料 名 令和5年度 笹岳幹線用水路施工計画検討その他業務 報告書
令和7年度 笹岳揚水機場周辺整備設計その他業務 報告書
- 2 貸与期間 工事契約から工事完成まで
- 3 返納場所 東北農政局北上土地改良調査管理事務所旧迫川支所
- 4 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第10章 現場発生材

本工事で発生した撤去材（有価物）は別途売払いする計画であることから、発生した重量を計測し、監督職員に発生材報告書を提出するものとする。集積場所は次のとおりであるが、具体的な集積場所は監督職員と協議するものとする。

[集積場所] 笹岳揚水機場敷地内

第11章 工事用材料

1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）での製造品とする。

（1）碎石及び骨材

再生クラッシャーラン RC-40

（2）再生加熱アスファルト混合物

再生加熱アスファルト混合物 再生密粒度アスコン（13F）

（3）鉄筋コンクリート用棒鋼

異形棒鋼 JIS G 3112 SD295 D16
SD345 D22,25

（4）コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スラ ンプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメン ト比 W/C (%)	セメント の種類に よる記号	使 用 目 的
無筋コンクリート	18	8	25	65以下	BB	基礎コンクリート、勾配調整コンクリート、 袖コンクリート、均しコンクリート

※粗骨材最大寸法25mmは、地域的に入手困難な場合は20mmの使用を可能とする。

(5) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等（工事看板、掲示板等含む）においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出し承諾を得なければならない。なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物	備考
コンクリート	試験成績書・配合報告書	
コンクリート二次製品	試験成績書・カタログ	
鉄筋	ミルシート	
山砂	試験成績書	
碎石	試験成績書・粒度分析表	
PAE系ポリマーセメントモルタル	試験成績書・カタログ	
グレーチング	製作仕様書・製作図	
縞鋼板	製作仕様書・製作図	
樹脂ステップ	試験成績書・カタログ	

3 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前又は施工完了後に監督職員の検査を受けなければならない。なお、その他材料については、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	検査・試験項目	備 考
PAE系ポリマーセメントモルタル (構成材料)	袋（缶）外観、数量 空袋（缶）数量	施工完了後は空袋 (缶) 確認を行う

4 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
仮設材（敷鉄板）	t22×1524×6096	石巻市

第12章 施工

1 一般事項

（１）基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

（２）検測又は確認(施工段階確認)

ア 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

イ 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工 種	確認内容	確認時期	備 考
鉄筋組立	かぶり、中心間隔	1 スパン目鉄筋組立後以降、構造変更毎に1箇所	〃
下地処理工	外観（洗浄状態、補修施工面状態）	初期段階で1箇所	施工後
吐水槽補強工 （PAE系ポリマーセメントモルタル吹付工）	かぶり厚さ、全厚さ	1 本目施工時に1箇所	〃

（３）舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水又は切断粉は、直接、現場外に排出することがないよう回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

2 再生資源等の利用

（１）再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	使用箇所
再生クラッシュラン	RC-40	碎石基礎
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン（13F）	道路復旧

3 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
無筋コンクリート 殻	(有)親和建设 中間処理施設	登米市米山町字善王寺武道ヶ崎 60-1, 61-1	8 時～ 16 時 30 分	再資源化 施設業者
鉄筋コンクリート 殻	(株)木村土建 エコランドキムラ	東松島市大塩字萩窪 32-3, 4, 6, 7, 8, 9, 33-1, 2, 36-2, 62-1, 63	8 時～ 16 時 30 分	再資源化 施設業者
アスファルト殻	(有)親和建设 中間処理施設	登米市米山町字善王寺武道ヶ崎 60-1, 61-1	8 時～ 16 時 30 分	再資源化 施設業者
建設発生土	岡村建設(有)	遠田郡涌谷町涌谷字追波北 68-53	8 時～ 16 時 30 分	再資源化 施設業者
鉄くず	(株)東洋環境開発	黒川郡大和町鶴巣山田字宮田 23-1	8 時～ 16 時 30 分	再資源化 施設業者
廃ブラ（土木シート 以外）	(株)木村土建 エコランドキムラ	東松島市大塩字萩窪 32-3, 4, 6, 7, 8, 9, 33-1, 2, 36-2, 62-1, 63	8 時～ 16 時 30 分	再資源化 施設業者
陶磁器くず	(株)サンクリーン 工業	石巻市北境字溝堀 1-1	8 時～ 16 時 30 分	再資源化 施設業者
がれき類	(有)親和建设 中間処理施設	東松島市大塩字萩窪 32-3, 4, 6, 7, 8, 9, 33-1, 2, 36-2, 62-1, 63	8 時～ 16 時 30 分	再資源化 施設業者
混合くず	(株)東洋環境開発	黒川郡大和町鶴巣山田字宮田 23-1	8 時～ 16 時 30 分	再資源化 施設業者
廃蛍光灯	サンキョウリサイクル(株)	黒川郡大郷町川内字中峠山 1-34	8 時～ 16 時 30 分	再資源化 施設業者

4 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ その他	その他の工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

5 吐水槽補強工

(1) 下地処理工

ア 高圧・超高圧洗浄機等を用いコンクリート表面（はつり面）の泥や、藻、苔、油脂類等の付着物及び、剥離箇所など局所的な脆弱部を除去しなければならない。また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。

イ 洗浄圧はバキュームブラストを想定している。

ウ 洗浄後、建研式付着力試験等により付着強度を測定し、所定の規格値を満足する下地処理面を確保するものとする。なお、所定の付着強度が得られない場合は、監督職員と

協議するものとする。

(2) 下塗工

コンクリート表面（はつり面）の不陸（凹凸）を調整し、既設躯体面と増厚工の一体化を図るため、下塗工を行うものとする。施工方法及び使用する材料について、事前に監督職員と協議するものとする。

(3) P A E系ポリマーセメントモルタル吹付工

ア 1回当たりの吹付厚さは、30mm以内を想定している。

イ 鉄筋背面に充填されるように入念な吹付作業を行うものとする。

ウ 吹付作業完了後、材料のたれ、ふくらみが発生していないか目視にてチェックし、不良箇所がある場合は、浮いた材料を除去し、再度吹付を行うものとする。

エ 硬化後、ハンマーにてタタキ検査を行い、浮きが無いかの確認を行うものとする。異常音がある場合は、異常箇所を除去し、再施工するものとする。

オ 吹付の各層の施工間隔は、冬期の場合8～10時間で考えている。

6 試験施工

下地処理の着手に当たっては、事前に、洗浄水圧及び洗浄後の既設水路躯体の付着強度と摩耗（凹凸）量を確認するための試験施工を行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。

(1) 試験施工計画書の提出

試験施工は以下に示す内容を実施するものとし、事前に実施位置と試験方法の詳細などを記載した試験施工計画書を作成し、監督職員に提出のうえ承諾を得なければならない。

(2) 試験施工の内容

下地処理の付着強度試験及び既設水路表面の摩耗（凹凸）調査を以下により実施するものとする。なお、位置と調査方法の詳細については、事前に監督職員と協議するものとする。

項目	下地処理	下地処理後	
		凹凸調査	付着強度試験
試験位置	開水路1地点	同左	同左
施工場所 (1地点当たり)	左右側壁1箇所	同左	同左
	底版1箇所	同左	同左
施工範囲 (1箇所当たり)	1.0m×1.0m	0.3m×0.3m	3個
調査方法	1箇所毎に噴射圧力を3ケース調査	側線間隔6cm格子毎に凹凸量を測定	単軸引張試験 噴射圧力1ケース毎に、左右側壁及び底版の全3箇所について、それぞれ3個の単軸引張試験
試験の規格値	—	—	側壁：個々の値が1.0N/mm ² 以上、

項目	下地処理	下地処理後	
		凹凸調査	付着強度試験
			底版：3個の平均値は1.0N/mm ² 以上。かつ個々の値は0.85N/mm ² 以上。

第13章 施工管理

1 主任技術者等の資格

主任技術者または監理技術者の資格は、入札公告による。

2 施工管理

この工事の施工管理については、標準仕様書及び共通仕様書（土）のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事管理指針」、「電気設備工事管理指針」及び農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。なお、管理基準に記載されていない事項及び細部については、監督職員の指示によるものとする。

（1）施工管理の追加事項

施工管理基準に定めのない追加項目とその管理基準等は次によらなければならない。

ア 補修工に係る施工管理基準については、次によらなければならない。

①出来形管理

直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

下地処理工（高圧洗浄後）

項 目	管理基準値	規格値（参考）	測定基準
外観	表面に付着がなく、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。		施工延長概ね 50～100m ごとに1箇所の割合で処理面を目視確認する。

表面被覆工（吹付工法）

項 目	管理基準値	規格値（参考）	測定基準
被覆厚さ	側壁＋3 mm －0 mm 底版＋7 mm －0 mm	側壁－0 mm 底版－0 mm	施工延長概ね 50m ごとに1箇所の割合で測定する。1箇所に付き左右側壁及び底版の3点を測定する。
外観	被覆面にむらがなく、流れ、剥がれ、浮き、ひび割れ、硬化不良等がないこと。		施工延長概ね 50m～100m ごとに1箇所の割合で被覆面を目視確認する。
面積	—	施工面積 ≥設計面積	全施工面積について、断面が変化する毎に展開図又はその他の方法により測定（求積）し、確認する。

ひび割れ補修工（低圧注入工法）

項 目	管理基準値	規格値（参考）	測定基準
延長	－0mm	－0mm	各補修箇所とする。
注入量	設計量以上	設計量以上	注入総量を確認する。

断面修復工（左官工法）

項 目	管理基準値	規格値（参考）	測定基準
長さ	－0mm	－0mm	各補修箇所とする。
幅	－0mm	－0mm	各補修箇所とする。
厚さ	－0mm	－0mm	各補修箇所とし、1箇所につき4点測定する。但し、小規模補修（概ね1m ² 未満）は1点測定する。
外観	施工面に浮き、ひび割れ、硬化不良がなく、平滑に仕上がっていること。	同左	各補修箇所を目視確認する。
面積	—	施工面積≥ 設計面積	各施工面積について、展開図又はその他の方法により測定（求積）する。

目地補修工（目地成型ゴム挿入工法）

項 目	管理基準値	規格値（参考）	測定基準
切削幅	+0mm －2mm	+0mm	各補修箇所とする。 測定位置は左右側壁中央付近及び底版中央付近の計3箇所
切削深さ	－0mm	－0mm	各補修箇所とする。 測定位置は左右側壁中央付近及び底版中央付近の計3箇所
延長	－0mm	－0mm	各補修箇所とする。
外観	目地材が目地部にねじれなくまっすぐに挿入されていること。	同左	各補修箇所とする。

②撮影管理

撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

下地処理工

撮影基準	撮影箇所
施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工前後の表面状況、施工状況、使用機械、洗浄圧力、不陸・凹凸の状況、付着強度試験の測定値（左右側壁及び底版）を撮影する。

表面被覆工（吹付工法）

撮影基準	撮影箇所
施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、使用材料の配合・練り混ぜ状況を撮影する。 左右側壁及び底版において、被覆厚さ、面積測定状況、付着強度測定値を撮影する。
全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。

ひび割れ補修工（低圧注入工法）

撮影基準	撮影箇所
施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、使用材料の配合・練り混ぜ状況を撮影する。 左右側壁及び底版において、被覆厚さ、面積測定状況、

撮影基準	撮影箇所
	付着強度測定値を撮影する。
全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。

断面修復工（左官工法）

工 種	撮影基準	撮影箇所
断面補修工	施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。	施工前後の状況、施工状況、使用材料の配合・練り混ぜ状況、厚さ、寸法、面積測定状況を撮影する。
	全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。
鉄筋防錆工	施工箇所毎	防錆処理状況を撮影する。

目地補修工（目地成型ゴム挿入工法）

工 種	撮影基準	撮影箇所
切削工	施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、切削幅及び深さ（左右側壁及び底版）、水路側壁外からの湧水部がある場合は、止水又は導水の状況が判別できるように撮影する。
目地設置	施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。	施工状況、補修箇所の延長を撮影する。
	全1回	材料（プライマー、塗布材、成型ゴム等）の総使用量が分かるもの（空缶、梱包材等）を撮影する。

③品質管理

品質管理は以下のとおりとする。ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

下地処理工

試験 (測定) 項目	試験 方法	規格値	試験（測定）基準
付着強度	単軸引張試験	側壁：個々の値が1.0N/mm ² 以上 底版：3個の平均値は1.0N/mm ² 以上、かつ個々の値は0.85N/mm ² 以上	下地処理後500m ² ごとに3箇所（左右側壁及び底版）、1箇所当たりの試験数は3個

表面被覆工（吹付工法）

試験 (測定) 項目	試験 方法	規格値	試験（測定）基準
圧縮強度 (材齢28日)	JSCE-K561	21.0N/mm ² 以上	①試験体の作製：表面被覆工施工中の材料練り混ぜ中のものから採取 ②試験頻度：500m ² ごとに1回 ③試験体：円柱供試験体(φ50mm×100mm)を1回につき3本採取作成1日後に脱型し、材齢28日まで20℃±2℃の水中養生
付着強度	単軸引張試験	側壁：個々の値が1.0N/mm ² 以上 底版：3個の平均値は1.0N/mm ² 以上、かつ個々	表面被覆後500m ² ごとに3箇所（左右側壁及び底版）、1箇所当たりの試験数は3個

試験 (測定) 項目	試験 方法	規格値	試験（測定）基準
		の値は0.85N/mm ² 以上	

断面修復工（左官工法）

試験 (測定) 項目	試験 方法	規格値	試験（測定）基準
圧縮強度 (材齢28日)	JSCE-K561	21.0N/mm ² 以上	断面修復施工時 ①試験体の作製：補修工施工中の材料練り混ぜ中のもので採取 ②試験頻度：施工延長概ね50～100m毎に1回 ③試験体：円柱供試験体(φ50mm×100mm)を1回につき3本採取作成1日後に脱型し、材齢28日まで20℃±2℃の水中養生

④管理方式

出来形管理及び品質管理の管理方式は、監督職員が別に示す様式により行うものとする。

3 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

ア) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記アに示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時 URL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

(1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を経営職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という)を行う工事である。

(2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」(URL「<http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf>」)によるものとする。

(3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。

(4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第14章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

(1) 歩掛調査、諸経費動向調査等を追加する場合

(2) 第三者との協議により変更が生じた場合

(3) 架空線の防護措置における防護管設置に係る費用について、架空線管理者との協議により必要となった場合

(4) 材料の規格、数量に変更が生じた場合

(5) 遠隔確認を行う場合

(6) 他の建築工事を追加する場合

- (7) 現場発生材を本工事で売り払いする場合
- (8) その他

第15章 その他

1 契約後V E提案

(1) 定義

「V E提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E提案の意義及び範囲

ア V E提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、V E提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E提案書の提出

ア 受注者は、(2)のV E提案を行う場合、次に掲げる事項をV E提案書（共通仕様書様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由

(イ) V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(ウ) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ) 工業所有権を含むV E提案である場合、その取り扱いに関する事項

(カ) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、V E提案を契約締結の日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E提案の適否等

ア 発注者は、V E提案の採否について、原則として、V E提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6-5）により通知する。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、V E提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知する。

ウ VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行う。

カ 前項の変更を行う場合においてはVE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。

キ VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記カのVE管理費については、変更しないものとする。ただし双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（5）VE提案書の使用

受注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容が無償で使用する権利を有する。

（6）責任の所在

発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-39及び共通仕様書（施）第1章1-1-27、第1章1-1-29に基づき資料を作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副2部

3 主任技術者等の専任期間

（1）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

（2）契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

（3）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により

明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4 部分払いについて

本工事において、中間前払金に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙－3「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

5 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（１）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（２）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

（３）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

（４）建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

（５）工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式－42）に記録し、相互に確認するものとする。

6 熱中症対策に係る費用の計上

(1) 次の熱中症対策を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更の対象とする。

ア 遮光熱ネット（足場に設置するものに限る）

イ ドライミスト

ウ 暑さ指数（WBGT 値）の計測装置

7 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

ア 洋式(洋風)便器

イ 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)

ウ 臭い逆流防止機能

エ 容易に開かない施錠機能

オ 照明設備

カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を 5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

ケ サニタリーボックス

コ 鏡と手洗器

サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

シ 便房内寸法 900×900 mm以上(面積ではない)

ス 擬音装置(機能を含む)

セ 着替え台

ソ 臭気対策機能の多重化

タ 室内温度の調整が可能な設備

チ 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の

対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事(施工箇所)までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基／工事(施工箇所)より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議する。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出する。

(4) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出する。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 昇降設備の充実 イ 環境負荷の低減 ウ ICT設備の充実 エ 作業負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） エ 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設の充実 イ 盗難防止対策（警報器等） ウ 健康関連施設の充実 エ 野生生物・害虫対策等
地域連携	ア 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） イ 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ウ 社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費を含む） エ 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

9 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じると考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 受注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出する。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議する。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議する。

10 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
 - 運搬費：建設機械の運搬費
 - 準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。

- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

11 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「工期通知書」により、

工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 205日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに「工期通知書」と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和9年2月26日(工事完了期限日)まで

※ 発注者が指定する工事完了期限日を記載。

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

12 CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

13 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日^{※1} ÷ 工期

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数^{※2}

※2 補正係数: 1.2

(※1) 契約変更時は「基準日から工期末までの真夏日」に置き換える。

14 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表する。

15 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加點評価する。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。

[事業(務)所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- ☐ 令和6年9月20日からの大雨^{注1}の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- ☐ 令和6年9月20日からの大雨^{注1}の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- ☐ 令和6年9月20日からの大雨^{注1}の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

16 書類限定検査の実施について

(1) 書類限定検査の実施

検査職員による検査について、下記の9種類に検査時の資料を限定し資料検査を行うものとする。なお、これによりがたい場合は、事前に追加書類を受注者に通知する。

ア 施工計画書	エ 打合簿（承諾）	キ 品質管理図表
イ 施工体制台帳 （下請けとの関係及び下請引取検査書類を含む）	オ 打合簿（提出）	ク 工事材料品質証明書
ウ 打合簿（協議）	カ 出来形管理図表	ケ 工事写真

(2) 書類限定検査に係る実施状況や改善点等を把握するためのアンケートを実施する場合には協力する。

17 週休2日による履行実績取組証明書の発行

(1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理所上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、積雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする

受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。

(4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日以上））と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

第16章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接工事費（仮設工を除く）				
1. 土工				
(1) 坂路土工				
1) 掘削	粘性土	m3	40	
2) 床掘	粘性土	式	1	
(2) 盛土工				
1) 埋戻	流用土	式	1	
2) 積込	建設発生土受入地	m3	20	
3) 土砂等運搬	建設発生土受入地～現場	m3	20	
4) 路肩盛土	人力、流用土	m3	10	
5) 積込	建設発生土受入地	m3	10	
6) 土砂等運搬	建設発生土受入地～現場	m3	10	
(3) 残土処理工	坂路			
1) 土砂等運搬	現場～建設発生土処分場	m3	40	
2) 産業廃棄物処分	建設発生土	m3	40	
(4) 仕上工				
1) 路床盛土	流用土	m3	190	
2) 積込	建設発生土受入地	m3	190	
3) 土砂等運搬	建設発生土受入地～現場	m3	190	
(5) 機場内土工				
1) 掘削	粘性土	m3	40	
(6) 残土処理工	機場内			
1) 土砂等運搬	現場～建設発生土処分場	m3	40	
2) 産業廃棄物処分	建設発生土	m3	40	
(7) 排水路土工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1)床掘	粘性土	式	1	
2)埋戻	流用土	式	1	
3)積込	建設発生土受入地	m3	30	
4)土砂等運搬	建設発生土受入地～現場	m3	30	
(8)残土処理工	排水路			
1)土砂等運搬	現場～建設発生土処分場	m3	20	
2)産業廃棄物処分	建設発生土	m3	20	
2. 構造物撤去工				
(1)構造物取壊し工				
1)舗装版破碎	15cm以下	m ²	440	
2)殻運搬	アスファルト	m3	18	
3)産業廃棄物処理	アスファルト	m3	18	
4)ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	有筋	m3	5	
5)殻運搬	有筋	m3	5	
6)産業廃棄物処分	有筋	m3	5	
7)ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋	m3	5	
8)殻運搬	無筋	m3	5	
9)産業廃棄物処分	無筋	m3	5	
10)殻運搬	金属くず	m3	2	
11)産業廃棄物処分	金属くず	m3	2	
12)殻運搬	混合くず	m3	1	
13)産業廃棄物処分	混合くず	m3	1	
14)殻運搬	廃蛍光灯	m3	0.1	
15)産業廃棄物処分	廃蛍光灯	m3	0.1	
16)殻運搬	廃プラ(土木シート以外)	m3	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1 7)産業廃棄物処分	廃プラ（土木シート以外）	m3	1	
1 8)殻運搬	陶磁器くず	m3	2	
1 9)産業廃棄物処分	陶磁器くず	m3	2	
2 0)殻運搬	がれき類	m3	1	
2 1)産業廃棄物処分	がれき類	m3	1	
3. 付帯施設工				
(1)機場西側排水路	乗入部			
1)排水路工	落蓋式U型、300A	m	4	
2)基礎コンクリート	18-8-25(20) BB	m3	0.2	
3)型枠		式	1	
4)基礎碎石	RC-40、t=10cm	m ²	2.0	
5)グレーチング	横断用、T-25	枚	4	
(2)機場西側排水路工	一般部			
1)排水路工	落蓋式U型、300A	m	6	
2)基礎碎石	RC-40、t=10cm	m ²	3.0	
3)コンクリート蓋	3種 車道用	枚	12	
4)排水路工	BF側溝、300 - 1型	m	3.6	
5)基礎碎石	RC-40、t=10cm	m ²	1.8	
6)排水路工	BF側溝、300 - 2型	m	1.4	
7)基礎碎石	RC-40、t=10cm	m ²	1.2	
8)基礎コンクリート	18-8-25(20) BB	m3	0.1	
9)型枠		式	1	
1 0)コンクリート用蓋	T-6 300×500	枚	2	
1 1)基礎コンクリート	18-8-25(20) BB	m3	0.1	
1 2)型枠		式	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(3) 機場北・東側排水路				
1) 排水路工	道路横断用 自由勾配側溝 300×400×2000	m	12	
2) 基礎碎石	RC-40、t=10cm	m ²	6.1	
3) 基礎コンクリート	18-8-25(20) BB	m ³	0.6	
4) 型枠		式	1	
5) グレーチング蓋	横断用 並目 固定ボルトタイプ 300用 L=1000	枚	6	
6) 排水路工	自由勾配側溝 300×400×2000	m	47.6	
7) 基礎碎石	RC-40、t=10cm	m ²	24.3	
8) 基礎コンクリート	18-8-25(20) BB	m ³	1.2	
9) 型枠		式	1	
10) 勾配調整コンクリート	18-8-25(20) BB	m ³	1.8	
11) 接続枳	400×400×450	基	3	
12) 基礎碎石	RC-40、t=10cm	m ²	1.1	
13) 基礎コンクリート	18-8-25(20) BB	m ³	0.2	
14) 集水縁塊	400×400×120 T-25	個	3	
15) 排水路工	U型側溝 300C×2000	m	2.1	
16) 基礎碎石	RC-40、t=10cm	m ²	1.1	
17) 排水路工	300-1型 L=2000	m	2	
18) 基礎碎石	RC-40、t=10cm	m ²	1.0	
19) 排水路工	300-2型 L=2000	m	1.5	
20) 基礎碎石	RC-40、t=10cm	m ²	1.3	
21) 基礎コンクリート	18-8-25(20) BB	m ³	0.1	
22) 型枠		式	1	
23) コンクリート蓋	T-6 300×500	枚	2	
(4) 機場北・東側排水路	乗入部			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1)排水路工	落蓋式U型、300A	m	4.7	
2)グレーチング	横断用、T-25	枚	5	
(5)1号面壁工及び2号面壁工				
1)基礎コンクリート	18-8-25(20) BB	m ³	0.1	
2)型枠		式	1	
(6)両開門扉設置工	角パイプ両開門扉			
1)角パイプ両開門扉	H1200×W4000	基	2	
2)基礎ブロック	□500×H700	個	4	
3)基礎ブロック	□500×H300	個	2	
4)基礎碎石	RC-40、t=10cm	m ²	1.8	
5)基礎コンクリート	18-8-25(20) BB	m ³	2	
6)型枠		式	1	
7)溶接金網	線形φ6、網目150×150	m ²	4.4	
8)基礎碎石	RC-40、t=10cm	m ²	9.8	
9)組立工事費	両開門扉	基	1	
10)基礎施工費	両開門扉	基	1	
(7)門扉設置工	片開門扉 H1200×W1000			
1)片開門扉	H1200×W1000	基	1	
2)基礎ブロック	□250×H500	個	2	
3)基礎碎石	RC-40、t=10cm	m ²	0.3	
4)組立工事費	片開門扉	基	1	
5)基礎施工費	片開門扉	基	1	
(8)大型引戸設置工	H1200×W5000			
1)大型引戸	H1200×W5000	基	1	
2)基礎コンクリート	18-8-25(20) BB	m ³	2.8	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
3)型枠		式	1	
4)基礎砕石	RC-40、t=10cm	m ²	12	
5)組立費	大型引戸	基	1	
6)土間コンクリート	18-8-25(20) BB	m ³	2.4	
7)型枠		式	1	
(9)防護柵設置工				
1)防護柵	H1200 基礎ブロック	m	60	
2)基礎ブロック	□200×H450	個	37	
3)基礎砕石	RC-40、t=10cm	m ²	3.3	
4)組立工事費	防護柵 基礎ブロック	m	60	
5)基礎施工費	防護柵 基礎ブロック	m	60	
6)防護柵	H1200 ベースプレート	m	54.6	
7)施工費	防護柵 ベースプレート 式	m	54.6	
(10)階段工				
1)階段ブロック	B=447、H224	個	14	
2)袖コンクリート	18-8-25(20) BB	m ³	0.7	
3)型枠		式	1	
4)基礎コンクリート	18-8-25(20) BB	m ³	0.4	
5)型枠		式	1	
6)基礎砕石	RC-40、t=10cm	m ²	2.1	
(11)分土工				
1)縞鋼板設置	1640×820 t=6mm	枚	2	
2)縞鋼板設置	1640×1070 t=6mm	枚	2	
(12)安全施設工				
1)昇降施設設置工	樹脂被覆付ステップ、 B=300	個	10	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
4. 舗装工				
(1) 舗装工				
1) 表層工	t=4cm	m ²	706	
2) 路盤工	RC-40、t=15cm	m ²	649	
5. 導水路橋補修工				
(1) 導水路橋補修				
1) 高压洗浄工		m ²	6.8	
2) 床版補修		m ²	6.8	
3) 転落防止柵	H1100 ベースプレート式	式	1	
4) 組立施工費	転落防止柵 H1100 ベースプレート式	式	1	
6. 吐水槽補強工				
(1) コンクリート補強工				
1) 削孔工 1	定着アンカーD22 削孔径φ32 L=450mm コアドリル	箇所	64	
2) 削孔工 2	定着アンカーD25 削孔径φ35 L=510mm コアドリル	箇所	66	
3) 下地処理工	ウォータージェット、 75MPa	m ²	39.8	
4) 下塗工	多機能特殊ポリマーセメントモルタル (タイプⅠ) t=1mm	m ²	39.8	
5) 主筋組立工	D22、D25 フレア溶接D25 、コンクリートφ6-L45	ton	1.583	
6) 配力筋組立	D16	ton	0.609	
7) 増厚工	t=59mm 底版上面	m ³	1.620	
8) 増厚工	t=56mm 側壁	m ³	0.7	
9) 養生工	一般養生、鉄筋構造物	m ²	39.8	
7. その他				
(1) 一括計上				
1) 建築改修工事		式	1	
2) 電気改修設備工事		式	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
3)機械設備改修工事		式	1	
4)仮設工事		式	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 建築改修工事				
(1) 建具改修工事				
1) AD-1 新設	W1200×H2700 レハ-ハント-ル サムター-ン錠	か所	1	
2) AD-2 新設	W800×H1800 レハ-ハント-ル サムター-ン錠	か所	1	
3) AD-3 新設	W800×H1800 レハ-ハント-ル サムター-ン錠	か所	1	
4) AD-3A 新設	W800×H1800 レハ-ハント-ル	か所	1	
5) AD-4 新設	W1600×H2700 レハ-ハント-ル	か所	1	
6) AD-5 新設	W800×H1800+W1680× H900 レハ-ハント-ル	か所	1	
7) AW-1 新設	W3640×H1900	か所	1	
8) AW-2 新設	W1800×H1900	か所	1	
9) AW-3 新設	W1800×H900	か所	1	
10) AW-4 新設	W5740×H900	か所	4	
11) AW-4A 新設	W1800×H900	か所	2	
12) AW-5 新設	W4940×H900	か所	1	
13) AW-6 新設	W2470×H900	か所	1	
14) AD-1 撤去	W1200×H2700	か所	1	
15) AD-2 撤去	W800×H1800	か所	1	
16) AD-3 撤去	W800×H1800	か所	1	
17) AD-3A 撤去	W800×H1800	か所	1	
18) AD-4 撤去	W1600×H2700	か所	1	
19) AD-5 撤去	W800×H1800	か所	1	
20) AD-5 撤去	W1680×H900	か所	1	
21) AW-1 撤去	W3640×H1900	か所	1	
22) AW-2 撤去	W1800×H1900	か所	1	
23) AW-3 撤去	W1800×H900	か所	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
2 4)AW-4 撤去	W5740×H900	か所	4	
2 5)AW-4A 撤去	W1800×H900	か所	2	
2 6)AW-5 撤去	W4940×H900	か所	1	
2 7)AW-6 撤去	W2470×H900	か所	1	
2 8)網入型板ガラス	厚さ6.8 特寸 2.18m以下 ひしガラスとめ材別途清掃共	m2	39.9	
2 9)フロート板ガラス	厚さ3 特寸 2.18m以下 ガラスとめ材別途 清掃共	m2	5.4	
3 0)透明ガラス撤去	厚さ3	m2	33.8	
3 1)スリガラス撤去	厚さ4	m2	18	
3 2)枠廻りモルタル詰め	無収縮モルタル	m	112	
3 3)枠廻りモルタルはつり	枠廻りモルタル詰め撤去	m	112	
3 4)シーリング	建具枠周囲(ノワーキング)変 成シリコン系(MS-2)幅10以下	m	112	
3 5)シーリング	一般部(ワーキング)シリコン系 (SR-1)幅10以下	m	424	
3 6)シーリング 撤去	SR-1 5×5 ガラス押え	m	424	
3 7)シーリング	一般部(ワーキング)変成シリコン系 (MS-2)幅10以下シャッター廻り	m	13	
3 8)シーリング 撤去	シャッター廻り	m	13	
3 9)トイレブース撤去	シナベニヤフラッシュ	m2	5.4	
4 0)建具枠	スプルース 110×25 材工共	m	45.1	
4 1)金属製建具 運搬費		式	1	建具改修工事
4 2)金属製建具 取付費		式	1	建具改修工事
4 3)金属製建具 設計作図費		式	1	建具改修工事
(2)浄化槽設置工事				
1)カッター入れ	アスファルト舗装	m	14.4	
2)アスファルト舗装撤去		m3	0.5	
3)根切り	総掘り 法付オープンカット	m3	28.2	
4)床付け	総掘り	m2	4.4	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
5)埋戻し(B種)	発生土	m3	17.3	
6)建設発生土運搬	ダンプトラック 4t積級 バックホ0.28m3 土砂 DID区間無し 10.0km以下	m3	11.3	
7)砂利地業	再生クラッシュヤシ	m3	0.4	
8)土工機械運搬	根切り、埋戻し(小規模土工)	往復	1	
9)普通コンクリート 躯体	JIS A5308 FC=21 S18 粗骨材20	m3	1.4	
10)普通コンクリート 捨てコンクリート	JIS A5308 FC=18 S15粗骨材20	m3	0.2	
11)コンクリート打設手間	躯体 ポンプ打設50m3/回未満 S15～S18 標準階高 圧送費 基本料別途	m3	1.4	
12)コンクリート打設手間	捨てコンクリート ポンプ打設 30m3/ 回程度 S15～S18 圧送費、基 本料別途	m3	0.2	
13)コンクリートポンプ圧送 基本料金	50m3/回以下	回	3	
14)異形鉄筋	SD295A D10	t	0.13	
15)異形鉄筋	SD295A D13	t	0.20	
16)スクラップ控除	H2	t	0.01	
17)鉄筋加工組立	小型構造物	t	0.33	
18)鉄筋運搬費	4t車 30km程度	t	0.33	
19)型枠	普通合板型枠 基礎部	m2	3.1	
20)型枠運搬費	4t車 30km程度 往復	m2	3.1	
21)ボルト管型枠	φ200×4.5 ボルト管 運搬費共	m	8.0	
2. 電気設備改修工事				
(1)電灯設備工事				
1)新設 照明器具 A1	LSS10-2-15	台	1	
2)新設 照明器具 A2	LSS10-2-30	台	2	
3)新設 照明器具 A3	LSS10-4-65	台	7	
4)新設 照明器具 B	LEDシーリング L 防雨型	台	1	
5)新設 照明器具 C	LEDペンダント	台	6	
6)新設 照明器具 D	LBF3MP/RP-2-06	台	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
7)新設 照明器具 E	LEDブラケットL	台	1	
8)新設 埋込ネームスイッチ	1P15A×1 樹脂P共	個	5	
9)新設 埋込ネームスイッチ	1P15A×2 樹脂P共	個	2	
10)新設 埋込ネームスイッチ	1P15A×3 樹脂P共	個	1	
11)新設 埋込ネームスイッチ	1P15A×1 金属製P共	個	1	
12)新設 埋込ネームスイッチ	1P15A×2 金属製P共	個	1	
13)撤去 既設照明器具 A1	FSS4-201	台	1	
14)撤去 既設照明器具 A2	FSS4-202	台	2	
15)撤去 既設照明器具 A3	FSS4-402	台	7	
16)撤去 既設照明器具 B	FCL 30W×1 露出	台	1	
17)撤去 既設照明器具 C	FL 40W×2 露出	台	6	
18)撤去 既設照明器具 D	FL 20W×1 露出	台	1	
19)撤去 既設照明器具 E	IL 40W×1 ブラケットL	台	1	
20)撤去 既設照明器具 F	FL 40W×2 吊下げ	台	9	
21)撤去 埋込スイッチ	1P15×1 樹脂P共	個	5	
22)撤去 埋込スイッチ	1P15×2 樹脂P共	個	2	
23)撤去 埋込スイッチ	1P15×3 樹脂P共	個	1	
24)撤去 埋込スイッチ	1P15×1 金属P共	個	1	
25)撤去 埋込スイッチ	1P15×2 金属P共	個	1	
26)雑材消耗費		式	1	電灯設備工事
27)電工労務費		式	1	電灯設備工事
28)現場管理費		式	1	電灯設備工事
29)交通費		式	1	電灯設備工事
(2)コンセント設備工事				
1)新設 メタルモール		m	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
2)新設 引出コンピネーションコネクタ	MM-A	個	2	
3)新設 スイッチボックス	MM-A用	個	1	
4)新設 電線・ケーブル	MM-A 1個用	m	9	
5)新設 電線・ケーブル	EM-EEF 2.0-3C 天井内	m	5	
6)新設 分電盤	EM-EEF 2.0-3C MM (ラック) 加工共	面	1	
7)新設 埋込コンセント	2P15A×2 樹脂P共	個	13	
8)新設 埋込コンセント	2P15AE×2+ET 樹脂P共	個	1	
9)新設 埋込コンセント	2P15A×2 金属P共	個	3	
10)新設 埋込防雨コンセント	2P15A×3 抜止	個	3	
11)撤去 既設分電盤		面	1	
12)撤去 埋込コンセント	2P15A×2 樹脂P共	個	16	
13)撤去 埋込防雨コンセント	2P15A×1	個	3	
14)雑材消耗費		式	1	コンセント設備工事
15)電工労務費		式	1	コンセント設備工事
16)現場管理費		式	1	コンセント設備工事
17)交通費		式	1	コンセント設備工事
3. 機械設備改修工事				
(1)衛生器具工事				
1)洋風大便器	CS400B SH400BA TCF6543AK YH600FMR	組	1	
2)洗面器	L21 床給水 ストラップ°	組	1	
3)万能ホーム水栓	T200SUN-13	個	1	
4)撤去費		式	1	衛生器具工事
5)現場管理費		式	1	衛生器具工事
6)共通仮設費		式	1	衛生器具工事
(2)汚水排水設備工事				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1)塩化ビニル管	VP 100 屋外 地中	m	2	
2)塩化ビニル管	VP 100 屋内 地中	m	5	
3)塩化ビニル管	VP 100 屋外 通気	m	7	
4)塩化ビニル管	VP 75 屋内 地中	m	1	
5)塩化ビニル管	VP 40 屋内 地中	m	2	
6)塩化ビニル管	VP 13 屋外 地中	m	4	
7)小口径パイプ桝 (樹脂製)	100×150×580H (L)	組	1	
8)小口径パイプ桝 (樹脂製)	100×150×620H (L)	組	1	
9)床上掃除口	COA 100	個	1	
10)床上掃除口	COA 50	個	1	
11)防虫ミ	SUS製 100	個	1	
12)管切断・接合費		式	1	污水排水設備工事
13)撤去費		式	1	污水排水設備工事
14)土工事		式	1	污水排水設備工事
15)現場管理費		式	1	污水排水設備工事
16)共通仮設費		式	1	污水排水設備工事
4. 仮設工(足場工)				
1)内部枠組足場	階高5.7m以上7.4m未満 2 か月	m2	238	
2)内部足場	脚立足場 2か月	台	1	
3)仮設材運搬費	内部足場	m2	238	

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- １ この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- ２ この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- ３ 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （１）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （２）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （３）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （４）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （５）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表1（第3条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 ：入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合：揭示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合：送付資料

（記載例）

（○）本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

（記載例）

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能のように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）
- ③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第3項の部分払請求の上限回数について
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。

5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工

事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

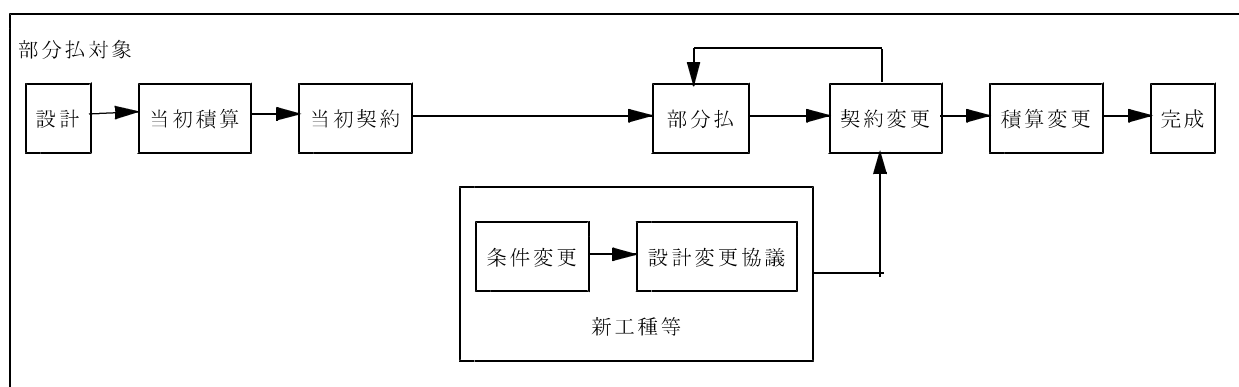
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の $\boxed{}$ 内の文を記載するものとする。

（記載例）

（○）一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要がある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日以降手続を開始する契約から適用する。

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和○年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定に基づき受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受領した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書40%以内）は契約原本として保管。別紙2及び3は、支払に使用。

※ 前払金保証書は1回作成する。（2回作成する必要はない。）

別紙 2（4 割以内の前払金請求書とともに提出）

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （ I ）

¥ （工事請負契約書第35条第4項の請求金額）

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口座名義			

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

前 払 金 請 求 書 （Ⅱ）

¥ (工事請負契約書第35条第6項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

- 1. 請 負 代 金 額 ¥
- 2. 前 払 金 請 求 額 ¥
- 3. 受 領 済 前 払 金 額 ¥
- 4. 未 受 領 前 払 金 額 ¥

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

出 来 高
工 事 期 間 認 定 請 求 書

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事

2. 工 事 場 所

3. 請負代金額 ￥

4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

（注意）出来高認定資料（出来高報告書、履行報告書等）を添付すること。（請負代金額の10分の2以上の場合）

工事工程表を添付すること。（工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）の場合）

.....

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

（契約担当官等の官職氏名）

別図－ 1

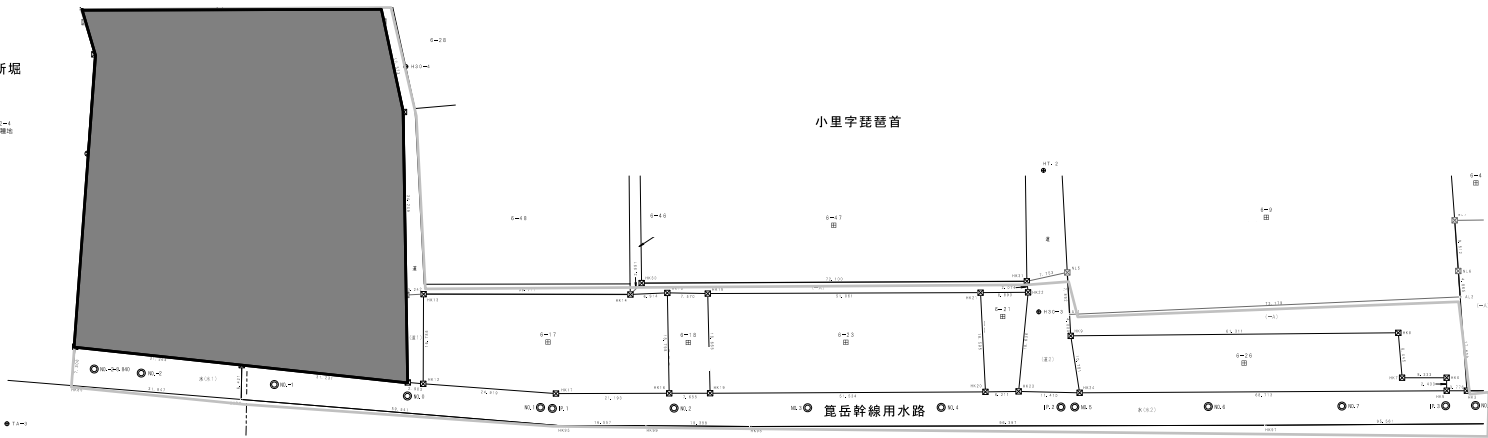
工事用地図

太田字新堀

小里字琵琶首

寛岳幹線用水路

宮城県から使用賃借している工事用地



工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1-1 目的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1-2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1-3 適用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事務時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3-1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

（1）適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

（2）機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用にあたっては、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

(2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

(5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

(6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

(7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事实施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－１のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－１ 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	5 年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード	10 年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

令和8年度 国営施設応急対策事業旧迫川地区

簗岳揚水機場改修（その2）その他工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2	付帯施設計画平面図	1	
3	坂路縦・横断図	1	
4-1/2	機場北・東側排水路(1/2)	1	
4-2/2	機場北・東側排水路(2/2)	1	
5	機場西側排水路	1	
6	プレキャスト階段工	1	
7	舗装計画平面図	1	
8	構造物撤去工平面図	1	
9	簗岳幹線用水路 呑口・吐口水槽ステップ図	1	
10	簗岳幹線用水路 分水工NO.1綽鋼板蓋	1	
11	簗岳幹線用水路 分水工NO.2綽鋼板蓋	1	
12	導水路 転落防止柵・函渠上面補修図	1	
13	簗岳機場吐出水槽ステップ	1	
14	簗岳機場 吐水槽補強工構造図	1	
15-1/2	簗岳機場 吐水槽補強工構造図(1/2)	1	
15-2/2	簗岳機場 吐水槽補強工配筋図(2/2)	1	
16-1/10	建築改修工事特記仕様書(1/10)	1	
16-2/10	建築改修工事特記仕様書(2/10)	1	
16-3/10	建築改修工事特記仕様書(3/10)	1	
16-4/10	建築改修工事特記仕様書(4/10)	1	
16-5/10	建築改修工事特記仕様書(5/10)	1	
16-6/10	建築改修工事特記仕様書(6/10)	1	
16-7/10	建築改修工事特記仕様書(7/10)	1	
16-8/10	建築改修工事特記仕様書(8/10)	1	
16-9/10	建築改修工事特記仕様書(9/10)	1	
16-10/10	建築改修工事特記仕様書(10/10)	1	
17-1/4	建具改修工事図(1/4)	1	
17-2/4	建具改修工事図(2/4)	1	
17-3/4	建具改修工事図(3/4)	1	
17-4/4	建具改修工事図(4/4)	1	
18	浄化槽設置工事図	1	
19	電気設備改修工事特記仕様書	1	
20-1/2	電気設備改修工事図(1/2)	1	
20-2/2	電気設備改修工事図(2/2)	1	
21	機械設備改修工事特記仕様書	1	
22-1/3	機械設備改修工事図(1/3)	1	
22-2/3	機械設備改修工事図(2/3)	1	

図面番号	図 面 名 称	枚 数	備 考
22-3/3	機械設備改修工事図(3/3)	1	
	合 計	39	